

EPAを利用した継続輸出の場合の社内管理例



特定原産品判定の社内管理

1. 特定原産品の維持管理: 非原産材料を使用し、実質的変更基準を満たすもの。

特定原産品の認定を受け、継続してその特定原産品をEPA税率を利用して締約国の輸入者が輸入する場合、輸出者は輸出の度に、その特定原産品認定番号を使って特定原産地証明書発給を受ける。この場合、特定原産品は原産品判定時に用いた判定基準を満たしていなければならない。

- 1-1 付加価値基準であれば、使用した基準値をクリアしていなければならない。
原産品判定番号取得後、売値が下がったり、原材料の値上がりや人件費の上昇など原価要素が変化した場合、基準値をクリアしているか否かのチェックが必要である。
- 1-2 関税分類変更基準であれば、使用していた原材料は変更してはならない。
原材料を変更した場合は、新たに原産品判定からやり直しする必要がある。
- 1-3 加工工程基準であれば、原産品判定依頼時に申請した加工工程が引続き行われていることの確認が必要である。

なお、継続して同じ原産品判定番号で特定原産地証明書の発給を受けている場合でも、最低1回/半年はチェックが必要である。

基準値をクリアせず、今後もクリアする見込みのない場合、取扱い担当商工会議所に報告して原産品判定結果(番号)を取り消す必要がある。

特定原産地証明書受給者の遵守義務

日本タイEPAの場合

1	原産品でなかった事等の通知義務（原産地証明法第6条）	輸出者（申請者）	生産者（原産品判定資料提出者）
	1-1 原産地証明書発給を受けた産品が原産品でなかったこと	5年	5年
	1-2 原産地証明書記載に誤りが生じたこと （申請者の記載、資料の内容の誤りによる）	1年	—
	1-3 提出済資料の内容に誤りがあったこと	—	1年
	1-4 原産地証明書記載事項に変更があったこと	1年	—
2	書類の保存	当該特定原産地証明書発行日から5年間 （日本ブルネイ協定、日本ASEAN協定は3年間保管義務）	
	2-1 原産地証明書発給を受けた産品に関する書類で、	書類の保存がない場合、原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性がある	
	2-2 産品の原産性を明確にするための資料内容の事実証明するために必要な書類		
3	原産地証明書受給者、特定証明資料提出者の報告等（原産地証明法26条）	その同意拒否の場合、特定原産地証明書発給決定取消、相手国の当局への発給取消を通報する可能性がある	
	特定原産品でなかったことなどの通知義務遵守確認のため、原産地証明書受給者、特定証明資料提出者に経済産業大臣又は指定発給機関が、 <u>その同意を得て報告要請、実地検査できる</u>		
4	原産品であるか否かについての確認 経済連携協定における輸入国の関連当局は輸出国から輸入される産品が当該輸出国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出国の権威ある政府当局に対し、以下の要求ができる	原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性がある	
	4-1 相手国政府から日本国政府に情報提供要請	3カ月以内に回答	
	4-2 相手国政府が必要な日本国政府への追加情報提供要請	2カ月以内に回答	
	4-3 4-1、4-2で満足しない場合、日本国政府が相手国政府当局の立会いの下に実地に生産設備を確認する事等の要請	30日以内に回答	
5	原産地証明書の返納義務	不要になった時、速やかに返納	

EPA税率を使う貿易の費用対効果-1

1. EPA税率利用のための特有費用と効果

EPA税率の適用を受けて輸入する場合、その特有な費用の発生は輸出者が直接の負担者であり、直接の受益者は輸入者である。従って、その費用負担は最終的に輸出者と輸入者が話し合って、それぞれがどう負担するか決める必要がある。

1-1 考えられる特有費用：

特定原産地証明書発給手数料：基本料金 2,000円/1枚の特定原産地証明書

手数料 500円/1アイテム(21回目から50円)

人件費：保管書類の管理、特定原産地証明書発給申請手続き、新規アイテムの原産品判定依頼作業と進捗管理、原産品判定の維持管理、特定原産地証明書発給のための支払手配、原産地証明書の申請者の義務履行、MFN税率の定期的チェック、EPA税率ステージング社内管理など

一般管理販売費：PC賃借保全費、文房具代、電気暖房代、事務所賃貸料、通信費、PCソフト保守費用、旅費交通費など

1-2 効果

従価税の場合： $\text{EPA税率適用品目の商量(金額)} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率}) = \text{効果}$

従量税の場合： $\text{EPA税率適用品目の重量、他の量} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率}) = \text{効果}$

EPA税率を使う貿易の費用対効果-2

2. 費用対効果のための社内管理の例

2-1 船積みごと、品目ごとのチェック：方程式を作って、最低どの程度の効果額をめどとするか？

＜例えば＞

$$\frac{\text{当該製品の取引額/船積み} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率})}{2,500\text{円/特定原産地証明書発給手数料} + (\text{当該製品の取引額} \times \text{【\%】})^{\text{注1)}} = \text{人件費と一般販売費} = 1 \text{以上}$$

注1) 人件費と一般管理販売費の【\%】は初年度は計画に従って想定計算し、2年目以降は実績に基づいて算出する。

2) 1回の船積みにも多数の特定原産地証明書記載品目がある場合、上記分子の計算を品目ごとに行い、分母は特定原産地証明書発給手数料2,000円÷記載品目数+品目加算料を計算し、分母とすれば、その船積み分の品目毎の計算ができる。

2-2 半期、あるいは 年間実績のチェック：2-1の方程式の有効性チェックと業績

＜例えば＞

$$\frac{\text{EPA税率利用産品期間内輸出総額} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率})}{\text{特定原産地証明書発給手数料の総額} + (\text{当該製品の取引額} \times \text{一般管理販売費\%}) + \text{人件費実績}} = \text{実績}$$

注3) この実績から考えて、2-1の1の値が正しいか検証し、実績の方が低い値であれば、1の数値を上げるか、人件費、一般管理販売費の\%を見直す。

4) 半期や年間のEPA期間実績を求める場合、上記分子は指定期間の全品目ごとの実績を総合計する。

経済連携協定の特恵関税を利用して 利益あるビジネスの拡大を！



日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話: 03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>